

本郷会館使用規程

(趣旨)

第1条 本規定は、さいたま市との土地建物無償貸付契約に基づき、本郷会館（以下「会館」という。）の管理についてこれを定める。

(会館使用)

第2条 会館の使用範囲は、自治会使用の他、公共団体並びに会館管理部会の認めたものとする。

第3条 会館は、有料で団体、個人に貸し出しすることができるものとする。但し、使用者は会館管理部会の許可を得るものとする。

第4条 会館を使用者は、原則として3日前までに会館管理部の指定する申込書に所要事項を記入し、許可を得るものとする。

- 2 会館を有料で使用する者は、申込許可と同時に指定料金を納入するものとする。但し、長期使用者は契約書により納入するものとする。

(厳守事項)

第5条 会館使用者は、次の事項を厳守するものとする。

- 1 会館使用にあたっては、公共施設として十分な配慮をすること。
- 2 建物、備品等は破損することのないよう十分に注意し、万一破損が生じた場合は、直ちに管理人に申し出て弁償の処置をとること。
- 3 火気扱いには十分に注意し、使用後の確認は必ず行うこと。
- 4 会議室等使用後は整理整頓を行い、次の使用者に迷惑にならないように努めること。
- 5 厳守事項を怠った場合は、次の使用は許可しないものとする。

(使用時間・使用料金等)

第6条 使用時間及び有料使用料金は、次のとおりとする。

- 1 会館の使用時間は、9時の開館から21時の閉館までの間とする。
- 2 会館の使用料は、以下のとおりとする。

(単位：円)

会議室名	9時～12時	13時～17時	17時～21時
1階 大ホール	3,000	4,000	5,000
1階 会議室	2,000	2,500	3,000
2階 第一会議室	1,000	1,500	2,000
2階 第二会議室	1,000	1,500	2,000
2階 第三会議室	800	1,200	1,500

- 3 会議室のエアコン使用は有料とする。
- 4 備品貸出料

(単位：円)

備品名	貸出時間等	数	貸出料	
テーブル	1日	1台	6尺	150
			4尺	100
椅子	1日	1脚	50	
テント	1日	1張	1,000	
アンプ	1日	1台	1,000	
舞台照明	1時間	1式	150	

(休館日)

第7条 休館日は、次のとおりとする。

毎週月曜日 祝祭日

盆休み 8月13日～16日

年末年始 12月27日～1月5日

(葬儀使用)

第8条 葬儀等に使用する場合は、会館管理部長の承認を得るものとする。

(その他)

第9条 その他本規程に規定するもののほか、本郷会館使用に関し必要な事項は役員会において定めることができる。

附 則

この規定は、平成28年4月1日から施行する。